

全国自治体病院開設者協議会
都道府県病院所管部(局)課長
都道府県立病院所管部(局)課長
会 員 病 院 長

各位

全国自治体病院開設者協議会
会長 西川 一誠
【公 印 省 略】

(社) 全国自治体病院協議会
会長 邊見 公雄
【公 印 省 略】

平成27年度病院事業に係る普通交付税の決定について

平成27年度の病院事業にかかる普通交付税算定額は、約3,122億円(対前年度2.4%増)と見込まれ、このたび「普通交付税に関する省令の一部を改正する省令」(平成27年7月24日総務省令第64号。平成27年7月24日付け官報号外第166号に掲載。)が公布され、即日施行されましたのでお知らせいたします。

〔都道府県分〕

○ 病 院

(1) 病床1床当たり 705,000円×病床数

(2) 平成4年度から平成13年度病院事業債(平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降償を含む)の元利償還金×0.4+平成14年度病院事業許可債(平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降償を除く。平成14年度からの継続事業に係る平成15年度以降償を含む)の元利償還金×0.3+平成15年度以降病院事業債(平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降償、平成14年度からの継続事業に係る平成15年度以降償を除く)の元利償還金×0.225

(3) 救急告示病院

1病院当たり 1,697,000円×救急病床数+32,900,000円

【標準団体(人口170万人)当たり一般会計より繰出金】

1,215,327,000円(対前年度1.1%減) × $\frac{\text{人口}}{1,700,000人}$

(病床1床当たり)

+705,000円(対前年度0.3%減)×病床数

+平成4年度から平成13年度病院事業債(平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降償を含む)の元利償還金×0.4

+平成14年度病院事業債(平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降償を除く。平成14年度からの継続事業に係る平成15年度以降償を含む)の元利償還金×0.3

+平成15年度以降病院事業債(平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降償、平成14年度からの継続事業に係る平成15年度以降償を除く)の元利償還金×0.225

(1病院当たり)

+1,697,000円×救急病床数+32,900,000円

-1,215,327,000円 × $\frac{\text{人口}}{1,700,000人}$

○ 看護師養成所

【標準団体(人口170万人)当たり】
143,380,000円

○ 新公立病院改革プラン

【標準団体(人口170万人)当たり】
1,260,000円

○ 病院内保育所

【標準団体(人口170万人)当たり】
12,551,000円

〔市町村分〕

○ 病 院

- (1) 病床1床当たり 705,000円×病床数
(2) 平成3年度から平成13年度病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降償を含む）の元利償還金×0.4+平成14年度病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降償を除く。平成14年度からの継続事業に係る平成15年度以降償を含む）の元利償還金×0.3+平成15年度以降病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降償、平成14年度からの継続事業に係る平成15年度以降償を除く）の元利償還金×0.225
(3) 救急告示病院
1病院当たり 1,697,000円×救急病床数+32,900,000円

(病床1床当たり)
705,000円（対前年度0.3%減）×病床数
+平成3年度から平成13年度病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降償を含む）の元利償還金×0.4
+平成14年度病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降償を除く。平成14年度からの継続事業に係る平成15年度以降償を含む）の元利償還金×0.3
+平成15年度以降病院事業債（平成13年度以前からの継続事業に係る平成14年度以降償、平成14年度からの継続事業に係る平成15年度以降償を除く）の元利償還金×0.225
(1病院当たり)
+1,697,000円×救急病床数+32,900,000円

○ 市町村立診療所

【1診療所当たり】
7,100,000円

【病床1床当たり】
352,500円

○ 看護師養成所

【生徒数1人当たり】
474,000円

病床数の定義について（変更点）

- 算定の基礎となる病床数を許可病床数から稼働病床数に変更

〔算定に用いる稼働病床数〕

医療法の病床機能報告制度において、都道府県に報告した前年度の7月1日の稼働病床数（許可病床数から休床の届出をしている病床数の他、過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床数を除いた病床数）とする。

〔緩和措置〕

許可病床から稼働病床への移行に伴う措置額の減少又は稼働病床数の減少に伴う措置額の減少については、変動を緩和する措置を講じる（減少分のうち、1年目0.9、2年目0.6、3年目0.3を復元し、4年目に置き換え）。